

68 学生生徒の保健に関する件に付公私立大学等へ通牒

〔昭和十五年十一月〕

案ノ二

陸軍次官宛

年 月 日

次 官

(注記1) 発体九四号
定決十二月十二日 文書課長 (有原) 発
送 12月17日 起案者 (桜田)

(注記2)

昭和十五年十月二十六日起案

12月17日 起案者 (桜田)

(注記2)

学校衛生掛長 (大西)
事務官 (羽田)
(印輪)

(注記2)

体育課長 (小笠原)
(印)

(注記2)

専門学務局長 (水井)
(印)

(注記2)

普通学務局長 (中野)
(印)

(注記2)

実業学務局長 (鈴木)
(印)

(注記2)

次官 (菊池)
(印)

(注記2)

次官 (有光)
(印)

(注記2)

次官 (金丸)
(印)

(注記2)

次官 (田中)
(印)

(注記2)

次官 (久住)
(印)

(注記2)

次官 (花押)
(印)

(注記2)

次官 (石坂)
(印)

(注記2)

次官 (入保)
(印)

(注記2)

次官 (池永)
(印)

(注記2)

次官 (佐見)
(印)

(注記2)

次官 (桜田)
(印)

(注記2)

学生生徒ノ保健ニ関シテハ昭和十四年一月文部省直轄學校長及公私立ノ大學高等
專門學校長ニ対シ別紙(一)ノ如キ通牒ヲ發シ鋭意之ガ対策ヲ講ゼ
シムルト共ニ本省ニ於テモ之ニ関シ種々施設指導ヲ加ヘツツア
リタルモ今般貴官ヨリ陸普第五九四〇号ヲ以テ御通牒ノ次第有
之タルニ就テハ不取敢前記ノ諸學校ニ対シ別紙(二)ノ通り通牒致
候間御了知相成度尚学生生徒ノ保健向上ニ關シテハ向後一層之
ガ施設指導(ヲ)(ノ)強化ヲ図り遺憾ナキヲ期シ度所存ニテ明年
度予算ニ於テハ(モ)学校ニ於ケル健康相談施設ノ充実、身體
検査ノ改善等ニ關シ(テハ)経費助成ノ途ヲ考慮痛シ居ル次第
有之候ニ付御了承相成度此段及御通知候

(加筆・朱書)
備考

一、案ノ一二ハ別紙(三)陸普第五九四〇号写ヲ(別紙トシ)添付
(抹消)
スルコト

二、案ノ一二ハ別紙(一)、(ヲ)(二)ヲ添付スルコト
(抹消)

別紙(二)ハ案ノ一ノ通牒(写)ヲ(以テ)之ニ充ツルコト
(加筆)
(朱書)
別紙ノ(一)

(注記4) 学生生徒ノ保健ニ関シテハ昭和十四年一月次官通牒ノ次第モ有
之已ニ夫々御配意ノコトト存ズルモ今般別紙ノ通牒軍次官ヨリ
ノ要望モ有之タルニ付テハ向後学生生徒ノ保健向上施設ニ関シ
一層御留意ノ上之ガ実施ニ遺憾ナキヲ期スル様致度此段重ネテ

発体一一五号

昭和十四年一月十日

文部次官 殿

学生生徒ノ保健ニ関スル件依命通牒

学生生徒ノ保健ニ関シテハ^(已)己ニ夫々適切ナル施設指導ヲ加ヘツ

、アルコト、存スルモ、最近本省ノ調査ニ依レハ学生生徒ノ健
康状態ハ尚改善ヲ要スヘキモノ多々アルモノト思料セラル、ヲ

以テ、特ニ現下ノ時局ニ鑑ミ之力対策ニ関シテハ深甚ナル注意
ヲ払ハレ度就中学生生徒ニ対スル衛生思想ノ普及ニ依リテ規律

攝生ノ生活ヲ実行セシメ自ラ健康ノ向上ニ力メシムルト共ニ左
記事項ニ留意シ一層学生生徒ノ保健養護ニ力ヲ致シ、以テ健康

ノ保持増進ニ資セラル、様致度依命通牒ニ及フ

記

一、入学試験ニ於ケル身体検査ヲ一層厳重ニスルコト、成ルヘ
クレントゲン検査、マントウ氏反応検査、赤血球沈降速度測
定等ヲ併セ実施シ結核性疾患ノ発見ニ力ムルコト。

二、定期身体検査ヲ一層精細ニ実施スルハ勿論臨時身体検査ヲ
隨時施行シ、以テ学生生徒ノ健康ニ関スル適切ナル指導ヲ与
フルコト。

三、健康相談ニ關スル施設ヲ設ケ、学生生徒ヲシテ常時健康相
談ヲ受ケシメ、個人的ニ健康ニ関スル指導ヲ与フルト共ニ必
要ニ応シ適切ナル処置ヲ講スルコト。

四、寄宿舎アル場合ニハ其ノ設備ノ衛生ニ留意スルハ勿論寄宿
生ノ栄養運動、其ノ他寮舎生活ノ全般ニ関シ一層十分ナル衛

生的指導ヲ与フルコト。

五、衛生思想ノ涵養ヲ図ル為適當ノ機会ヲ選ヒ適切ナル内容ニ

就キ衛生講演会ヲ開催スルコト。

六、学生生徒保健委員会等ヲ設ケ、学生生徒ノ健康ニ関シ、調

査研究ヲ進メ、学校ノ実情ニ即シ適切ナル保健養護ノ対策ニ

遺憾ナキヲ期スルコト。

陸普第五九四〇号

注記6

学生生徒ノ保健ニ関スル要望ノ件通牒

昭和十五年八月廿七日

陸軍次官 阿南惟幾

印

文部次官 菊池豊三郎殿

（注記7）

本年陸軍ニ於テ実施セシ陸軍衛生部依託学生生徒、陸軍軍医候
補生召募ニ関スル志願者身体検査ノ結果ハ別紙ノ如ク其ノ成績
ハ不良ニシテ全学生生徒ノ保健ノ状況ハ真ニ寒心スヘキモノア
ルヘキヲ推察セラレ候

曩ニ陸軍ハ国防上必要ナル医師ノ養成ニ関シ要望シ帝国大学及
医科大学ニ附属医学専門部設置セラレ医師数ニ対スル御配慮ヲ
得候ヘ共医学校ニ於ケル学生、生徒ノ身体的素養ノ斯クノ如キ
状況ニ於テハ医師数ノ増加ニ拘ハラス将来国防上必要ノ要員ヲ
獲得シ得サルニ至ルヘキヲ憂フルヲ以テ大学、専門学校及高等
学校ニ於ケル入学時ノ身体検査ノ適正ト入学後ニ於ケル保健ニ
関シ更ニ一層ノ指導相成度及通牒候也

（加筆 朱線）

学校ニ於ケル入学時ノ身体検査ノ適正ト入学後ニ於ケル保健ニ
関シ更ニ一層ノ指導相成度及通牒候也

（加筆 朱線）

(注記1)

「完結」

(注記2)

「合360」

(注記3)

「記録掛 19・7・17 受領」

(注記4)

「二一七」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「別紙〔三〕〔四〕」

(注記6)

〔四〕

(注記7)

「文部省 官体29号 昭和15・8・28」

(下札)

(曹我) 「四ノ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄学校等へ通

牒 学生生徒ノ保健ニ関スル件ノ番号 / 結了年月日 昭一五

一一一 一七ノ保存年限 ムキノ枚数

〔自昭14年至昭18年 学校衛生総記〕
〔文部省令29〕 3A, 32—7, 2519